

令和 5 年度社会福祉法人東村山けやき会 法人本部事業計画

令和 5 年度社会福祉法人東村山けやき会は、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

新型コロナウイルス感染症は、政府の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」へ移行する方針が決定され、令和 5 年度は、3 年余りに及んだ自粛生活が見直されます。これまで制限を続けてきたプログラム活動等も幅を広げながら利用者支援に取り組みます。

1 法人全体としての運営方針（中長期における計画）

(1) 利用者へのサービス向上

利用者への処遇について、新型コロナウイルス感染症対策の緩和をみながら、通常の支援に戻しつつサービス提供を行っていく。

(2) 人材の育成

次の世代を担うリーダー育成に向け、切れ目のない、人材を育てる仕組みづくり。

(3) 法人創立 35 周年式典に向けて

法人創立 35 周年記念式典について、引続き検討していく。

(4) 安定的な事業運営に向けての取り組み

利用者のニーズの把握と分析及び市の福祉計画を基に、法人の目指すべき姿とこれに伴う事業拡大を引続き模索していく。

平成の里建物、外壁及び設備等（空調機）の修繕について、補助金の活用も踏まえ、計画的に行っていく。

2 法人全体の事業計画

(1) 新型コロナウイルス感染症については、「5 類」への移行に伴い、いち早く情報収集に努め、法人の姿勢を決定する。

(2) 法人内人事について適切に準備していく。

(3) グループホームの諸問題（滞在型グループホーム、むさしのはうす増室、はぎやまはうす都型サテライト問題）について、市と協力しながら検討する。

(4) 職員の資質の向上のため、資格取得の支援及び、人権・虐待等防止やハラスメント研修への積極的参加。

- (5) 国の報酬改定に伴い、各事業所の運営規程を再改正したが、実務として、各種委員会の適切な開催と研修実施、非常災害時における業務継続計画の作成等を行う。

3 法人本部の事業計画

- (1) 理事会、評議員会の会議の適切な開催
- (2) 施設長等会議の定期的開催。報告連絡相談に努める。
(毎月第1火曜日及び必要に応じて臨時会議を開催)
- (3) 各施設との連絡、適時必要な協議及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 市内社会福祉法人連絡会等の外部会議に積極的に参加し、他法人との連携、協働及び情報交換等に努める。
- (5) 利用者・職員の地域住民との積極的交流・参加・場所の提供。
- (6) 実習生の積極的受け入れ。
- (7) 施設、機材の適切な管理と定期点検、清掃や整理整頓を行い、事故のない清潔な職場環境に努める。また、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減、節電を図る。
- (8) 災害時の業務継続計画や不測の事態に備え、データのクラウド化を進める。
- (9) 後援会について
東村山けやき会後援会事業に協力する。
 - ① 第39回地域交流卓球大会（令和5年9月16日）の開催
 - ② 後援会役員会の開催
 - ③ 後援会ニュースの発行
- (10) 市当局との連携
直接の行政庁である東村山市当局に諸問題について働きかけていく。
- (11) ホームページ及び広報による法人情報発信。
ホームページの活用と広報の検討。

4 課題について

- (1) 職員処遇について
令和5年度は、職員処遇のうち、残業手当の単価及び計算方法について改善を図ったところではあるが、時間外労働については、メリハリのある勤務体制を整える。有給休暇については、取得しやすい職場環境を目指す。給与規程改正については、企業の動向や事業所の収益を総合的に判断し、適切な時期に行っていく。
- (2) 物価高騰と経費節約

記録的な物価高騰（特に光熱費）が続き、事業所の経費も増加が続いている。昨年度は市の物価高騰への支援金があり凌ぐことができたが、今年度はそれも望めないため、法人での努力を続けていく。

(3) プライバシーマークについて

プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）は、3 回目の更新が完了した。コンサルによる支援について、再検討する。

(4) 危機管理について

首都直下型地震や、異常気象による大型台風等の天災が心配される中、各事業所へ防火、防災、感染症予防等についての情報発信と BCP 及びマニュアルの定期的見直し。

(5) 法人本部の経費について

必要額と適切な事業所毎の按分方法、これに基づく資金の考え方。

5 職員体制

職種	氏名	勤務形態	資格等
理事長	川俣 昌明		
事務長	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

令和5年度社会福祉法人東村山けやき会
平成の里 事業計画

1 運営方針

3年間の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う環境の変化により悪化した就労、施設部門の立て直しを図る。

基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し、充実した自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努める。

事業計画

① 施設及び利用者支援

- (1) 利用者個別のニーズに沿った支援の充実(就労 生活)。
- (2) 近隣地域のニーズ調査を行い新規利用者の獲得、新規事業の検討を行う。
- (3) 施設・作業環境の整備 椅子入れ替え パソコン入れ替えを行う。
- (4) 作業時間の変更 9:30~15:30
- (5) プログラム、行事の再開。
- (6) ピロティ有効利用の検討。

② プライバシーマークの安定運用

安定した運用を行う。

③ 第三者評価

指摘事項の見直しを行う。5回目の第三者評価を行う。

(中長期計画の策定、ヒヤリハットの活用、支援マニュアルの策定)

④ 労務管理

月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指す。

月25時間以内の残業を目標とする。

⑤ 研修

事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加する。

⑥ 関係機関等との連携

関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努める。

⑦ 交流

関係イベントへの参加（卓球大会等）を積極的に行うとともに実習生、ボランティアの受入れを継続的に行っていく。

2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
サービス管理責任者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	村山 裕恒	常勤	精神保健福祉士
生活支援員	山本 英人	常勤	社会福祉士・精神保健福祉士
生活支援員	市村 早紀	常勤	社会福祉士
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
目標工賃達成指導員	山田 幸三	非常勤	
目標工賃達成指導員	倉田 ゆかり	非常勤	
生活支援員/事務員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	山浦 恵子	非常勤	

兼務

浅川 恵子 管理者とサービス管理責任者

令和5年度（2023年度） 社会福祉法人東村山けやき会 地域生活支援センターふれあいの郷事業計画

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念及び当センターの基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

令和5年度（2023年度）運営方針

新型コロナウイルス感染症対策関連については、自粛や制限を中心としたものから緩和していく方向へ行政の方針も転換期を迎えています。今後は感染防止対策を行いながらも、フリースペースやプログラムなどの人との交流を介した支援や、地域移行に向けた支援がこれ以上停滞しないよう、各事業の運営をおこなっていきます。ご利用者様それぞれに丁寧な支援を提供し、自立支援協議会や各種地域連携会議、日常的な関係機関等との密な連携など、ネットワーク活動にも注力し、地域で当センターが果たすべき役割を常に意識しながら業務を行っていきます。

2. 事業計画

（1）指定一般相談支援事業

〈基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）〉

① 基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

医療や福祉サービスにつながっていない方や、指定相談支援事業の対象にならない方などサービスの外や谷間にいる方やそのご家族に対して、ご本人の想いに寄り添った丁寧な支援を心掛けていきます。また、各種制度の手続きも複雑さを増しているなか、制度間の橋渡しや組み合わせを調整する必要性も高まっています。ご利用者様が安心して適切に社会資源を活用できるように支援していきます。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援、地域定着支援については給付が伸びていない状況が全国的にあり、東村山市も例外ではありません。一方で委託事業のなかで退院支援を行っているケースがあるため、地域移行支援事業として行えるものは給付申請をおこない手厚く支援をしていき、一人でも多くの方が病院や施設から退院・退所し、地域生活に移行して安定した生活が継続できるよう支援していきます。また地域定着支援事業についても行っていきます。

（2）指定特定相談支援事業

〈基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）〉

① 基本相談支援

報酬上評価されない訪問・同行や連絡調整業務も支援上必要であれば、積極的に行っていきます。

② 計画相談支援

新規ケースの依頼を途切れずにいただいておりますが、おひとりあたりのモニタリング数が増加していることや、手厚い支援が必要な方を関係機関から依頼されるケースも多く、現状の人員では対応できなくなりつつあります。質の高い支援をおこなうため、また委託事業と兼務で行っているという特性を活かせるよう、地域の立ち位置を意識した事業運営を行っていきます。個別支援にとどまらず、地域課題を抽出する視点を持ち、その解消に向けて自立支援協議会などのネットワークを活用します。経営的にも安定した運営ができるよう、各種加算の取得や事務作業の効率化などを進めていきます。

(3) 地域活動支援センター I 型事業

① 新型コロナウイルス感染症対策の政府方針の変更を受け、中止していた交流プログラムや外出プログラムなどを再開していきます。また既存のプログラムについても利用者さんの意見を取り入れられる仕組みをつくり、内容などを見直していきます。

② フリースペースでは、利用の敷居が低く、目標なども設定されていない“ゆるさ”が他の医療福祉サービスと違って特徴的なところですが、ご利用者様それぞれがフリースペースにもつ個別の期待に応えられるように努力するとともに、多様な背景やニーズをもつ方が、同じ場で過ごすことの喜びや難しさを感じる中で得られる気づきや学びを、職員の意識的な関わりによって促進できるように取り組んでいきます。

③ ボランティアを募集し、フリースペースやプログラムに楽しくかかわっていく中で、地域のボランティアの育成や障害に対する理解促進を深めます。

④ ご家族の方へは個別支援での対応だけでなく、グループ支援や組織化などのアプローチについても引き続き検討していきます。

(4) その他

☆日常の業務に追われる日々ではありますが、研修の機会を確保し、職員としての質の向上に努めます。

3. 運営体制

(1) 職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者	矢嶋拓		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤	○	○	○		精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	助迫水基	常勤		○	○	○	主任相談支援専門員
支援員／相談支援専門員	早川雅祥	常勤		○	○	○	精神保健福祉士 社会福祉士
支援員／相談支援専門員	樽元裕輔	常勤		○	○	○	精神保健福祉士
支援員	菊田裕幸	非常勤	○				

支援員	奥住葵	非常勤				○	
支援員	岩本ちはる	非常勤				○	

所属 ①基本相談支援事業（委託） ②指定一般相談支援事業
 ③指定特定相談支援事業 ④地域活動支援センター I 型事業(委託)

(2) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	月・火・木・金・土	9：30～18：15
サービス提供時間	月・火・木・金・土	10：00～17：45

祝祭日、年末年始を除きます。

令和5年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームはぎやまはうす事業計画

1. 運営方針

令和5年度グループホームはぎやまはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

約3年間新型コロナウイルスへの対応について利用者と試行錯誤して生活してきました。令和5年度は新たな取り組み、対応が求められることになるようですが、ウイルスが消えて無くなるわけではなく、引き続き、感染リスクを抑えながら社会活動が継続できるように、感染防止等の新しい情報を取得し、利用者と共に共有できるように努めます。

また、滞在型グループホームの設立の実現に向けて法人本部と連携しながら、より良いものができるように関係所管と話し合いを進めていきます。

2. 職員体制

グループホームはぎやまはうす（定員7名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	青木 岳夫	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人/地域生活支援員	山王 千春	非常勤	○	○	
世話人	諏訪 静子	非常勤	○		

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9:00～19:00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	10:15～19:00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけから信頼関係を築き、本来持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①利用者の意思決定支援の充実

利用者主体のサービスを提供します。利用者の意思を反映した個別支援計画の作成、半年毎のモニタリングを実施し、見直しを行い、その度に、現在の支援の状況について細やかに説明を行います。

②人権の尊重と虐待防止の徹底

虐待防止委員会や研修への参加し、利用者の人権尊重に配慮したサービスに取り組み、虐待やハラスメントの防止に全力で取り組みます。

③健康への意識付け

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めるために、服薬支援、同行受診を行います。また、増加しつつある生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善について援助します。

④感染症対策の徹底

日々の検温等の体調管理を行い、最新の情報を取得し、利用者へ提供をすることで健康、衛生面への意識を高め、感染症に対応します。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑥余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑦退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑧防災への意識づけ

利用者が安心安全に生活を送ることができるように日頃から声かけを行い、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。地域、関係機関とも連携を強化し、災害時に備えます。

◎第三者評価を受審し、前回の指摘を見直し、利用者へのサービス向上に繋げていきます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
*新型コロナウイルスの影響により休止中。お弁当会を開催(月1回)。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・新型コロナウイルス・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布、検温、アルコールやマスクの配布等）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
7月	健康診断
8月	暑気払い
9月	社会福祉法人東村山げやき会後援会主催卓球大会
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームはぎやまはうすを退居した者

②利用人数：3名（令和4年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制・ICT（情報通信技術）の活用

利用者支援の向上に努めるための会議、連絡会等へ参加や複合的、多種に渡る障害へ対応するために、研修会等へ参加します。また、効率的かつ効果的に参加するためにICTを活用していきます。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月1回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町）
- ・研修会、説明会への参加

他

令和5年度 社会福祉法人東村山けやき会
グループホームむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

令和5年度グループホームむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームむさしのはうす（定員6名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者/サービス管理責任者/世話人	相川 綾子	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人/地域生活支援員	秋葉 裕子	非常勤	○	○	
世話人	横瀬 裕子	非常勤	○		

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9:00～19:00	はぎやまはうす・むさしのはうすを通じて対応考慮
土曜日	10:15～19:00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

① 利用者の意思決定支援の充実

利用者主体のサービスを提供します。利用者の意思を反映した個別支援計画の作成、半年毎のモニタリングを実施し、見直しを行い、その度に、現在の支援の状況について細やかに説明を行います。

② 人権の尊重と虐待防止の徹底

虐待防止委員会や研修への参加を通して、利用者の人権尊重に配慮したサービスに取り組み、虐待やハラスメントの防止に全力で取り組みます。

③健康への意識付け

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めるために、服薬支援、受診への同行を行います。また、増加しつつある生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

④感染症対策の徹底

検温等の日々の体調管理を行い、最新の情報を取得し、利用者へ提供をすることで健康、衛生面への意識を高め、感染症に対応します。

⑤日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑦余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑧退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑨防災への意識づけ

利用者が安心して安全に生活を送ることができるように日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、地域住民、関係機関とも連携を強化し、災害時に備えます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
（新型コロナの影響で休止中 月1～2回のお弁当、食事の配布を行う）
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・新型コロナ・熱中症・インフルエンザ等対策（検温・呼びかけ・注意書きの配布・ワクチン接種対応）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	社会福祉法人東村山けやき会後援会主催卓球大会
12月	年末お弁当会
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定して自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえ適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームを退居した者

②利用人数：2名（令和4年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

*定期的な支援だけでなく、必要があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制・ICT（情報通信技術）の活用

利用者支援の向上に努めるための会議、連絡会等へ参加や複合的、多種に渡る障害へ対応するために、研修会等へ参加します。また、効率的かつ効果的に参加するためにICTを活用していきます。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月1回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内グループホーム連絡会（4月より開催予定）
- ・地域懇談会への参加
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 令和5年度の課題

- 退居者予定者1名、入居予定者が2名おり、退居後の地域生活へのサポートと、入居者の生活を軌道に乗せるために関係機関と連携していく。
- コロナ禍の生活様式の変化に合わせ、行事や、利用者、他機関との関わり方を検討していく。
- 第三者評価受審。前回の課題の見直し。